

平成 17 年度第 2 回青森県公共事業再評価審議委員会 議事録

青森県企画政策部政策調整課

日 時 平成 17 年 6 月 11 日(土) 13:00 ~ 15:40  
場 所 青森国際ホテル 2 階『春秋の間』  
出席者 青森県公共事業再評価審議委員会委員  
委員長 小林 裕志 北里大学 教授  
委員 足利 鉄雄 公募  
委員 阿波田 禾積 青森公立大学 経営経済部 教授(途中出席)  
委員 岡田 秀二 岩手大学 農学部 教授  
委員 武内 智行 独立行政法人 水産総合研究センター  
水産工学研究所 企画連絡室長  
委員 武山 泰 八戸工業大学 環境建設工学科 教授  
委員 野田 香織 弘前大学 理工学部 助教授(途中出席)  
委員 長谷川 明 八戸工業大学 環境建設工学科 教授  
委員 村井 昇平 青森県商工会議所連合会 事務局次長

青森県

企画政策部 関部長、伊藤政策調整課長 ほか  
農林水産部 福澤次長、野宮参事(林政課長)  
川村農村整備課長、竹内漁港漁場整備課長 ほか  
県土整備部 葛西次長、小野整備企画課長、藤本道路課長、  
山崎港湾空港課長、田村都市計画課長 ほか

内 容

1 開会

司会(伊藤政策調整課長): それでは、まだお見えになっていない委員の方もおられますけれども、お約束の時間でございますので、ただ今から平成 17 年度第 2 回青森県公共事業再評価審議委員会を開催いたします。

2 あいさつ

司会: 開会に当たりまして、関企画政策部長よりご挨拶申し上げます。

関企画政策部長: 企画政策部長の関でございます。今日は、土曜日の何かとお忙しい中をご出席いただきまして、本当にありがとうございます。本日の委員会、今年度第 2 回目の委員会になりますが、今日は詳細審議地区の選定、詳細審議地区以外の地区の県対応方針等々についてご審議をお願いすることとしております。どうか、委員の皆様には忌憚のないご意見、ご提言をお願い申し上げます。甚だ簡単ではありますが、開会にあたっての

ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

#### 《会議成立報告等》

司会：大変申し遅れましたが、私は今月6月9日付けで政策調整課長を命ぜられました伊藤でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本委員会でございますが、運営要領におきまして、半数以上の委員の出席を求められておりますが、現時点において、7名の委員の方のご出席をいただいておりますので、当委員会が成立しているということをまずご報告を申し上げます。

それから、若干、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料一覧でございますように、先般、5月26日付けで資料6-2をお送りいたしております。それに追加といたしまして、お手元にページ58-2と3、それから、ページ65の後に65-2と3、これをお配りしております。

### 3 議事

司会：さて、これからの議事進行につきましては、小林委員長によりしくお願ひ申し上げます。

小林委員長：皆様、こんにちは。今日もまた、盛り沢山の内容がございますので、効率よくやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

毎回のことですが、事務局から確認してくれとのことでございますので、委員会運営要領というものに基きましてこの会議を公開とする。現時点では、一般傍聴の方がお見えになっていませんが、公開とすると。それから、審議の内容については、各委員のチェックを受けた後に縦覧にするということ。それから、終了後の報道機関への対応は委員長一任で願ひしたいということでございます。

#### 《第1回委員会における質問事項等に対する回答について》

小林委員長：それでは早速、中身に入りたいと思ひます。

まず最初に、前回の第1回の宿題といひますか、いろいろかなり膨大なご説明を各担当課の方からいただいたわけですが、その時の質問事項に対する回答についてでございます。事前に事務局の方から各委員の方に回答が届いていると思ひますので、ここで再度回答内容についての説明というものは、時間の関係上省略したいと思っております。ただ一点、県土整備部の港湾事業に関しては、全員の前でもう一度改めて補足させて欲しいという申し入れがございますので、この点だけちょっと補足していただきたいと思ひます。それを聞いて、全体として第1回についてのご意見、ご質問などを整理した上で、本日のメイン議題でございますところの詳細審議地区を選んで、そこに詳しく入っていききたい。当然、残りの地区については、県の対応を承認するということになると思ひますが、詳細審議地区を選んでそこを審議していききたい。そして、最後には現地調査、多分、詳細審議地区の中からどこの現地を見に行きましょうかというご相談になると思ひますが、そのへんを決めるというところまでやって終了したいということでございますので、よろしくお願ひ

したいと思います。

それでは、港湾整備についての補足説明を担当課の方からお願いしたいと思います。  
港湾空港課：港湾空港課のグループリーダー佐々木でございます。よろしくお願いいたします。  
それでは、補足説明として2点ほどございます。1点目は、第1回委員会におきまして、ウォーターフロント開発についてということで、各委員からご意見、ご質問をいただきました。青森港を例に県のコンセプトを紹介したいと思っております。2点目は、八戸港の緑地における費用対効果の算出としまして、青森港のアンケート調査を利用しております、その有効性を検証するため、アンケート調査を実施しておりますと回答しております。今日は、その結果報告をしたいと思っております。それでは、お手元の資料の右肩上に参考と書いてあります、青森港のウォーターフロント開発についてということでご説明したいと思います。

青森港は、本州と北海道の交通結節点として良好の地であります。それで、交通の拠点として発展を遂げてきたわけでありまして。港の中心的な存在でありました青函連絡船の廃止や本港地区を中心とした施設の老朽化に対応するため、再開発が緊急の課題となっております。また、青森港は、歴史的にも港と市街地が一体となって発展した経緯を有しております。今後市民の活動の場としての港の形成や、市街地からの連続性の向上など、港と市街地の連携を図っていくことが強く求められております。こうした状況を踏まえまして、本港地区の整備方針として4点ほど記述しております。この方針は、平成13年港湾計画改訂で位置付けられておまして、当然のことながら、県の地方港湾審議会、国の審議会を経ておまして、大臣承認を得ております。

まず、1点目でございます。安定した物流需要や、船舶の大型に対応した、海上輸送網の拠点として、物流機能の充実強化を図るということで、多目的大型旅客船バースが対象となります。次のページに、青森港の平面図がございます。それを見ながらお聞きいただければ幸いと存じます。この図面の見方ですが、黒の縁取りをしているのが概成している部分、または工事中の部分という形になります。そして、赤の縁取りになっている所が未整備の所でございます。第1点目の物流機能ということで、右端の本港の新中央ふ頭の所に引き出し線で多目的大型旅客線バースと書いてあります。これが、いわゆる第1点目の整備方針の位置付けるバースでございます。

2点目が、国際化や情報化の進展、および背後都市との連携強化に対応した拠点空間の形成を図るということで、交流拠点用地が挙げられております。図面の中央下の方に、交流拠点用地 2.5haと書いてあります。ここが丁度アスパムのある区域でございまして、概成しているわけでございます。もう1点が、右側の方の新中央ふ頭、黄色の所とピンクのゾーンになっておりますが、これが交流拠点、現在整備中のところでございます。

整備方針の3点目として、港湾における快適な環境の創造を図るため、臨海部の親水空間の充実を図るとともに、海洋性レクリエーション需要に対応した機能充実強化を図るということです。図面を見ていただきまして、八甲田丸の上の方にある所が、いわゆる旅客船ターミナルとして概成済みの所でございます。現在、下北汽船が就航しているターミナルでございます。それから、その下の八甲田丸、その脇にグリーンになっておりますが、

青函緑地になります。また中央の方に戻っていただきまして、アスパムの北の方、緑地 4.6ha と書いてありますが、これが青い海公園となっております。これも概成しております。そして、新中央ふ頭が対象となります。

それから、整備方針の 4 点目としまして、大規模地震災害時の緊急物資輸送機能の強化を図るということで、図面上では大型旅客船バース、これが耐震強化されたものでございます。これらの整備方針に基づきまして、青森港の地域特性を生かした物流、生産、生活に係る諸機能の調和と、活力ある港湾空間を目指して整備されております。

各施設の利便施設ですが、15 年度の利用者数がございます。アスパムは約 80 万人、八甲田丸が約 4 万人、旅客船ターミナルが 3 万人となっております。観光客や県民の方々に利用され、多大な経済効果と地域振興に寄与しているわけでございます。また、青い海公園などの港湾緑地におきましては、8 月 7 日、ねぶた期間中の最終日ではございますが、ねぶたの海上運行、それから花火大会が催しされております。その時は、30 万人くらい来れるという形になっております。それから、海の記念日、海の日にちなんで行われます安方の港祭りだとか、そういうものも開催されております。それから、年を通じまして、農林水産関係のイベント、いわゆる地場産業のフェスティバルなどが多数行われております。そして、青森港のシンボルとしてマスメディアの紹介、いわゆるコマーシャルにも結構活用しているステータスシンボリックの状態となっております。このように、青森港のウォーターフロントは、JR 等の交通機能、新町や柳町などの商業機能が隣接していることから、港と市街地が一体となっております。水際線の有効利用によって効果を十分に発揮するのが大きな特色となっております。また、県のみならず、青森市においてもいろんな施策が行われているわけでございます。その一例として、八甲田丸及びその周辺のウォーターフロント地区再生を推進するため、国が実施している全国都市再生モデル調査に、交流遺産による土地再生調査を提案し、選定されております。その調査の中では、文化・観光・交流施設及びその周辺施設、八甲田丸の歴史伝承機能の強化、港湾緑地における歴史空間の形成、界隈機能の導入等による賑わいの再生方策などを検討したと聞いております。今回、評価の対象となっております新中央ふ頭でございますが、物流、防災、交流機能を有する耐震強化岸壁、それから、航行船舶の安全、浸水性を確保する防波堤、憩いの場、防災機能を有する緑地、他港から浚渫土砂を利用し経済的に整備しているふ頭用地など、公共上、必要な施設を整備しているものでございます。

それから、第 2 点目。八戸港の緑地第 2 ふ頭、それから八戸港の沼館緑地でございます。これにつきましても、青森港のアンケートのデータを引用してありまして、その有効性、それを検証するために当地区のアンケート調査を実施しております。今回は、その結果でございます。回答の方を見ていただきたいと思っております。八戸港の 2 か所の緑地に関して、その周辺 5 km に住居している八戸市民、約 500 人を抽出しまして、10 日間の期間でアンケート調査を実施いたしました。回収率が約 25%、122 通の有効回答を得ております。そのアンケート結果のデータを集計しまして、前回と同じ手法を用いまして、便益を算定するために必要な消費者余剰、それから訪問回数をそれぞれ算出して、B / C を出しております。その結果は、次の表に分かり易く表示しております。ページでいきますと 65 -

3となっております。上段が、第2ふ頭、それから下の方から沼館緑地の便益分析結果となっております。青の部分が、前回の青森港のデータを引用したB/Cの計算結果、数値となっております。そして、赤が今回当該地区を対象としたデータを用いた数値となっております。注目していただきたいのが、内訳の表にございます平均訪問頻度Cとございます。その中に、年当りの回数が出てきております。例えば、第2ふ頭については、前回は6.8が6.1回に減りました。それから、右の方に移りまして、消費者余剰、緑地訪問1回あたりの消費者余剰Fというものがございます。これが、前回は2,010円、今回が2,468円ということで、これら原単位の差が生じております。その結果として、年間の便益の額が差となってきております。総括いたしますと、総体的に消費者余剰や訪問回数が多少大きくなっていることから、緑地2号ふ頭のB/Cは、1.94の結果となりまして、前回の1.7と比べて約1割程度大きな数字となっております。また、沼館緑地のB/Cですが、10.23の結果となり、前回の6.49に比べて約5割程度大きくなっております。今回の調査結果によりまして、更なる費用対効果の向上が発現されております。よって、総合的に判断して妥当であると考えております。なお、委員からの適切なご意見、ご指導を賜わりお礼申し上げます。今後とも、適切な対応、適切な検討をしまいたいと考えております。以上、港湾事業の説明を終わらせていただきます。

小林委員長：ありがとうございました。ただ今の港湾事業を含めて、前回の会議について、各委員から質問があったものに対して、担当課の方から既に回答がお手元に届いていると思います。それらをずっと見ながら、如何でしょうか。各委員、どうぞ。追加、更なる質問、ご意見などございましたら。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：よろしいですか。ご説明いただきましてありがとうございました。ちょっと消費者余剰というのはどういうものか教えていただけませんか。

小林委員長：今の、あとのB/Cのデータ説明の消費者余剰の中身、ご説明をお願いします。専門家である阿波田先生に聞いた方がいいかな、簡単で結構ですのでお願いします。

阿波田委員：テキスト的に簡単にご説明します。消費者余剰というのは、いわばいろんな便益を図る時に、需要関数というか、人々のサービスに対する需要がわかっているという前提で、需要曲線の下の部分の面積を計算する手法です。

需要曲線の高さそのものが、実はその時の追加的な一単位を消費者が受ける時に、どれくらい支払って良いかという支払意志額を表わしている。Willingness To Pay (WTP) というんですが、その高さがベースになっているんです。つまり、それぞれの限界的な単位の支払意志額というものが、需要曲線の高さを表わしている。それに対して、横の需要量をアンケートで、訪問回数とかで量を計って、消費者余剰を計算しています。だから、平均的な高さ及び需要関数を導出して、その需要関数の下の部分の面積を消費者余剰として計っているんです。だから、料金を課している場合は、価格と需要曲線の間面積、数学的にいえば積分値になります。そういう需要曲線が、普通、公共サービスについて得られませんので、それをアンケートで支払意志額というものを聞いて、需要曲線を想定して、消費者余剰というものを計っているわけです。そういう便益の評価手法が一般的になっているんです。だから、本当にその便益を決めるのは、アンケート調査の、支払っても良い

ですよという、そういう支払意志額がベースです。一般に費用が伴わないと、皆、多めに平気で言うわけです。幾ら払ってもいいと。しかし実際に支払が伴えば、おそらく支払意志額は異なってくると思います。そういうところは多少いろいろ問題があるところなんです。

長谷川委員：分かりました。どうもありがとうございました。

先日、送っていただきました回答の件に関してですが。整理番号 39 番、40 番の事業、これは青森県総合運動公園の事業と新青森県総合運動公園の事業でございますが、ご回答の中に、スポーツ立県推進プランというものの写しを添付していただいたのですが、こういうふうな事業をした時に、今回の場合も非常に大きなお金が使われて建設されると。それは県民が望んでいるから建設しようということで動いて、しかも県の方針の中の大きな柱になっているスポーツ立県というものを支えるものにもなるということは理解できるんですが、その建設されるという時のお話よりも、どちらかと言うと、でき上がった後に、具体的に運営はどういうふうな、要するにお金の話としてやっていけるのかどうかということ。つまり、引き続き県が何がしかの負担をしながらこれを維持するというのが基本の計画になっているのか、それとも動員された利用実績から、利用が適正であれば自前で運営できるようなことに計画しようとしているのか。そのへんが十分見えなかったというのが回答に対する、私自身感じたことでございます。例えば、68 ページに回答をいただきましたが、これは、青い森アリーナの施設の場合ですが、ここに利用見込み数と実績が 2 年で提示されていますが、この利用実績、あるいは利用見込みに対して、収支バランスはどういうふうにお考えになっているのかということ、やはり県民がこれからこれを維持していく経費を負担していくのだからと思います。その意味では重要なことなので、そういう情報を出していった方が理解され易いのではないかと感じております。

小林委員長：長谷川委員、次の議題の詳細審議の中で、今のご質問、凄く肝心な所なんです。多分、ほかの委員もいろいろこの整理番号 39 番、40 番についてはあると思うんです。ですから、今、質問をずっと通してやっていって、そして詳細審議の中に残して、その中で今のご質問についても、担当課の方からいろいろ回答なりご説明いただくというふうに、議事進行上整理してよろしいですか。

長谷川委員：結構です。

小林委員長：若干、それではお待ちいただきたいと思います。ほかに、事前回答の中でご意見、ご質問ありますか。足利委員、どうぞ。

足利委員：委員長の方針でいくと、後で良いのかもかもしれませんが。先般、私は、総合運動公園につきまして、いわゆるスポーツ施設としての能力、このへんをお聞きしました。資料では、概要が載っておりますが、若干聞いてもいいですか、もう少し詳しく。

まず、この運動公園整備の基本理念として、各種スポーツ大会、全国大会、国際大会を開催すると、そういう施設を目指すということが大きく謳われております。私も調べましたが、現在、東北大会以上の大きな大会を開催する場合の条件として、例えば陸上競技場については、メイン競技場と同等の能力、機能を持つサブの競技場が必要だとなっているそうであります。これは、日本陸連の規定で決まっております、補助の場合でも、全天

候型の 400mのものが必要だとなっております。もちろん、国際大会も、国際陸連もそういうふうになっているようでございます。そこで、つまり補助の全天候型の陸上競技場が、この中に含まれているのかどうかであります。

それからもう1つは、例えば、砲丸投げ、槍投げ、いわゆる投てき競技でございますが、これは、資料にはございませんが、どのようになっているのか。最低限、練習場を備えることが、東北大会以上開催の必要条件だと聞いております。

野球場でございますが、一般的にはメイン球場のほかに、最低限簡易な練習場、一般にも備えておりますが、こういうものがこの資料では見えませんが、あるのか、ないのか。あと併せてお聞きしたいのは、これは県民のすこぶる関心の深い所でございますが、プロ野球の公式戦の開催ができる施設なのかどうか。ナイター施設などを含めまして、このへんをお知らせ願います。

それから、サッカーとかラグビー、球技場でございますが、これはメインのものが一連しか載っておりませんが、これも一般的には簡易な練習場を備えておりますが、この有無につきましてお知らせ願います。まだありますが、取りあえず、スポーツ関係の機能的なものについて、このへんだけは補足願いたいと思っておりますので、お願いします。

小林委員長：はい、分かりました。それでは、これも多分、今のお二方の発言から察するに、詳細審議地区に入っていくんだろうと思っておりますので、担当課の方で後ほどご準備お願いします。

そのほかございますか。今のお話は、整理番号の 29 番、32 番、33 番、あるいは 39 番、40 番という所がそうですが、それ以外は、武山委員、どうぞ。

武山委員：今、追加で説明があった部分について質問というか、コメントしたいことがあります。1つは、青森港の中央ふ頭の方、29 番です。今日、一条委員は欠席のようですが、前回の質問の中で、ウォーターフロント開発について説明いただきたいと言った内容というのは、やはり経済状況が随分変わって、かつてのバブルの時のような過大というか、経済がどんどん発展する時に、例えば大型旅客船とか、そういうものを見込んだような計画だったのではないかと。それに対して、何か見直しなり、計画変更が必要ではないかという主旨のコメントだと思うのです。それに対して、29 番の費用便益を見ると、その緑地の整備でかなりの便益が出るというふうなことが出てきておりますが、多分、工事費的には、ふ頭の辺りとか、港湾のバースとかの整備に随分費用が掛かるかと思うので、その辺りが、当初の計画と内容が若干変わってきて、その耐震なり防災という視点をより重視するというのであれば、それはそれで構わないんですが、その辺りの説明がないと何か、という気がします。

あとは、全般にこの港の整備に対して B / C をどこまで厳しく求めるかという辺りがちょっと難しいところがあるわけですが、緑地の整備にかなり B / C は期待してしまっていないか。し過ぎていないかという感じが少しします。29 番を見ても、かなり高い B / C が出ていますが、その便益のほとんどというのは、港湾緑地の整備によるということですね。それであれば、別に港でなくて別な所でもよいから公園整備をすればよいのではないかと、意地悪な言い方をすればそんな意見も出てきてしまうのではないかとこの

とを危惧するというところがあります。あと、今日の説明の中でいくと、八戸の方でB / C、多分、内容的には同じようなことになるかと思うんですが、例えばここで見直した結果、第2ふ頭には6.1回、沼館には8.2回という訪問回数、これが本当に足すと14.3回ですね。それだけの回数、本当にこれだけの利用者がいるのかどうか。あるいは、あそこに、ピアドゥとかありますが、それも含めての訪問回数ではないかとか。あるいは、例えば、整備する場所を二つに分けたら、それぞれ3回という訪問回数に分かれて、要するに足し算が成り立つかどうか。そのへんが凄く疑問になっていて、道路課の方でも説明があった際に、幾つか言ったんですが、要するに、B / Cの足し算がちゃんと成り立たないと駄目で、事業を二つに分けたら、コストは二つに分かれるし、便益も二つに。場合によってはその二つを足して、相乗効果で便益が出るというのがある、それは良いんですが。そうじゃなくて、何か整備すれば便益が1億であるというような、そういう便益の計算をする際に、事業を例えば3つに割れば、3億の便益が出るとか、じゃ、4つに分ければ4億かという話のそういうすり替えがあってはいけないなという気がします。それを考えると、ここでもかなり緑地に便益が期待できるということはあると思うんですが、本当にこれだけの回数訪問して、これだけの支払意志額になるのか。これは個別にアンケートをとればこういう結果になるかもしれないけども、沼館と第2ふ頭では場所が離れてはいますが、アンケートに答えた人はあの辺りと思って、港の辺りに大体年間ピアドゥを含めて、6回ないし10回行くかなという結果だとすれば、それをそれぞれ分けてこっちで6回、こっちで8回というような便益のカウントをしてしまうと、とても過大な便益の評価になってしまっているだろうということですね。そういう大きな疑問があります。

小林委員長：ありがとうございます。今、大きく分けて港湾というか水辺の、海のそばの話と、それから運動公園の二つに大きく分かれているけども、ほかはよろしいですか。  
足利委員：魚礁の話であります。

小林委員長：魚礁の話ですね、どうぞ。

足利委員：先般、皆さん方も魚礁の効果について質問がありまして、ちょっと私もお聞きしましたが、文章で資料が出ております、魚礁の設置効果は徐々に出てくるものであると。また、海洋環境等による資源量の変動もありまして、現時点では効果があったか否かの評価は難しいとのことでありました。そこで1つ質問なんです。魚礁の設置が完了した地区では、漁獲量の変化がどうなっているのか。これは非常に知りたいことなんです。県内の事例でもよろしいし、また県外でも構いませんが、そういうものがあれば、かなり一目瞭然のような気がしますので、ございましたその事例をお知らせ願いたい。海洋環境の違いもございますから、画一的に比較というのは適切ではない面もありますが、1つの傾向はあると思いますので、1つお願いしたいと思います。

#### 《詳細審議地区の選定》

小林委員長：それでは、今、ある意味詳細審議にも入ってきているので、今年度40地区あるんですが、それから重点的にピックアップしまして、これから詳細審議に入りたいと思います。もう既に先行して数名の委員から、殆ど港湾関係の事業だったと思うん

ですが、質問が出されておりますので、ちょっと整理しておいていただきたいと思います。委員各位のお手元に、本日委員長私案をお配りします。ただ今お配りしているペーパーは、多分ご記憶されていると思うんですが、実は前年度までに皆さんの合意を得られた内容でございます。

主なポイント5点です。まず1つは、進捗率が計画に比べて低いという事業。それから2つ目は事業費ですね、金額が大幅に増加しているもの。3つ目はB / C、これが1.0を下回っているもの。それから、環境問題としては、希少な野生動植物などの配慮が特に必要な地区。それから、その他として、事業費全体の金額がデカイものや県の点検結果に、BとかCとか付いているものをピックアップしてきました。

逆に詳細審議対象としなかったのは、次年度、すなわち18年度に完了するものは良いのではないですか、ということで外していました。それから2つ目は、ライフライン、直接人命財産の上で不可欠なもの。例えば、具体的にいうと、地すべり防止とか、それからその下に書いてある下水道のような、こういうふうな人命財産を守る上で、あるいは生活に不可欠というような事業については、担当課が進めているような形で進めてもらった方が良いのではないかとということで、詳細審議に入れなかった。これは全部、前年度のことから整理しますと、ただ今申し上げたようなことになるということでございます。

そこで、「平成17年度公共事業再評価対象事業概要表」をお手元に出していただきたいのですが、全部で10ページに40地区が表になっています。ただ今申し上げましたようなことで、ちょっと目を凝らして見ていただきたいのは、予定の工期とその下の総事業費ですよね。それから進捗状況のAとかBとか、パーセンテージを書いてある欄。それから、費用対効果のB / Cの欄。あるいは、担当課の方で自己採点して、AとかBとかしているということに着目しながら、ただ今のような判定基準で事前に私が一応見たんです。先に私の見たことを話してよろしいですか。そうしましたら整理番号からいきますと、整理番号2番ですね。農村整備課の2番は詳細審議しなくていいかなと思いましたが。それから11番の漁場整備も外していいのではないとか。あとは、細かく見ていったんですが、25番の道路事業で八戸、それから26番の青森市、これらは外していいんじゃないか。30番の海岸事業もいいのではないかと。32番、33番の港湾事業も先ほどの基準でいうと、外れるかなと思ったけども、実は第1回目の議論、それからただ今の質問の議論などを見ると、ちょっと待てよと。これは今ストレートに外すということにしない方が良くないかなと思っております。34番、35番は外してもいいかなと。そういうことで、外してみたところが全然数が少ない。ご参考までに、ご記憶されているかなと思うんですが、去年はここに審議をお願いされた案件が全体で34地区だったんですが、そのうち、ここで協議して詳細審議地区に残ったのは僅か6件だったんです。ですから、それからみると、ただ今私が外していいかなという数だけだと、残っている数が多くて、とても予定の時間までに終わりそうもない。それで各委員のご意見をここでいただきたいと思うんです。まず最初に、今、私が詳細審議地区から外してもよろしいんじゃないでしょうかと委員長提案を申し上げたものを改めて申し上げますと、整理番号2番、11番、25番、26番、34番、35番ですがいいですか。

(「いいです」の声)

小林委員長：はい、ありがとうございます。それでは県の対応方針案のとおり承認ということに、一歩進みたいと思います。

残ったものをもう一度、1番から見てください。1番は、治山事業です。全体計画の進捗が63.5%。70%からちょっと全体計画が遅れているかなということで、昨年度からいうとちょっと引っ掛かったかなと思うんですが、もう一方では、治山事業でございますので、先ほど言ったように、人命財産に直接関わるという地区だから、1番も県の原案どおりということではいかがですか。

(「異議なし」の声)

小林委員長：それでは、1番も県対応方針案のとおりと。それから、2番が、十和田の指久保のダムの事業ですが、工事費がそこに書いてあるとおりかなりデカイということでもあります。100億を超えていますよね、200億ですから。しかし、年次計画からみると100%、全体としては64.9%で、ちょっと70%を切っていますが、年次計画としてみれば100%だし、工事はかなりデカイ工事ですが、これも県の対応方針どおりで如何かなと。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

小林委員長：それではこれも、県対応方針案のとおりと。4番が、名川の畑地総合整備ですが、これは69.4と70%を切っているかなということで、要注意で見直しましたが、これもまあいいかなと思いますが、如何でしょうか。それから、5番と6番、7番は、全部来年、18年度に事業終了で、進捗率からみてその通り、計画通りいくだらうということなので、この18年度で終了するところの5番、6番、7番もいいかなと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声)

小林委員長：8番ですね。これが、実は平成11年に現地調査した地区がずっと継続してあって、いわゆる荒川の鉱毒対策でございます。事業規模が100億を超えて大きいということがあります。それから、県の対応方針案としては計画変更したいと。前回、いろいろご議論いただいたところですが、これはどうしましょう。もう少し詳細に見ますか。それとも承認としますか。計画変更ということなので、ちょっとやりましょうか。

足利委員：追加して聞きたいこともあるものですから。

武内委員：前回もかなり質問が出ていました。

小林委員長：前回も出ていましたね。じゃ、8番、詳細審議地区に残しましょう。それから、9番と10番が漁場整備の話です。これは、9番の方は、ずっと横に見ていただくと、B/CがB、県がB判定されているんです。それでどうかなと。10番の方は、全体計画に対する進捗が39.8%ということで、4割くらいかなということでちょっと遅いかなということもあるんですが、どうでしょう。

武内委員：何か理由がありましたよね。

村井委員：質問して納得しました。

小林委員長：各委員がそれで納得されたということでいいですね。それじゃ、ここは詳細審議地区にしないことにしましょう。12番、13番、14番は広域漁場整備事業という、同じカテゴリーの中の事業です。12番は横に見ますと、全体に対する進捗が69.7%、それからB/CがB評価ということであります。大間の仕事です。それから、整理番号13番、六ヶ所村の漁場整備ですが、これは全体に対する進捗が60.2%と。それから、整理番号14番、三沢漁場整備ですが、これが47.1%でB/CがBということなんですが、どうしましょうか。

武内委員：B/Cが下がったのは、魚の単価が安くなったことが原因であると説明がありましたから。

小林委員長：そうそう、そういう説明をいただきました。よろしいですか。それでは、これも詳細審議地区としないことにしましょう。

今度、ちょっと事業の中身が違うんですが、15番、16番、17番、18番まで。15番は、全体進捗が44%ということですが、年次計画の100%いっているんですよ。それから16番は金額が大きいですが、これも来年度で終わるし、進捗から見て予定どおり終わるだろうということです。それから17番は、当初の事業費が17億9千万円増加したということで、増加率ですね。それから18番も全体の進捗率が59.0%でちょっと遅いけども、まあ年次計画で見れば92%だからなということなんですが、如何いたしましょうか。よろしいですか。

(「はい、これでいいです」の声)

小林委員長：それでは、これは県対応方針とおりということで。次、19番と20番は市町村が主体の事業の県の補助ということですので、良いのではないかと私は思うんですが。特に19番は来年終わりですよ。それから20番深浦も全体の進捗率は52.3%ですが、年次計画では100%いっているし、よろしいかなと思っているんですが、如何いたしましょう。

(「いいです」の声)

小林委員長：よろしいですか。ここまでが、一応、港関係です、漁場関係です。21番から今度は道路になります。21番、22番はいいかな、これは。23番が全体計画の進捗率が

32.7%だからどうかなという程度かな。24番が59.2%ですよ。事業費も増加率が、当初からの増加率が高くなっているかなと。もう1つ、27番というのもあるんですね。これはつがる市ですが、これも61.8%ですが、どうでしょうか。ここらへんの道路事業も、例年から見ても対応方針のとおりでよろしいのではないかなと思うんですが。如何でしょうか。よろしいですか。それから、28番。これは前からお約束のとおり、詳細審議地区に入らざるを得ないと思います。何故かといえば、現在、宿題を盛んにやっている最中で、7月3日、次回の審議地区ということです。それから、29番。これは先ほどご説明したのに更に追加質問もあるし、ウォーターフロント開発という非常に大型事業でもあるし、詳細審議でもう少し先の宿題もありますから、詳細にやりたいと。よろしいですか、29番は詳細をやるといふことで、29番は詳細審議地区に入れましょう。もう一回、さっきの議論をやりたいと思います。

あとは、31番、32番、33番。31番は、県の対応方針案としては中止したいということですが、あの時の議論を振り返ると、今まで投資したし、中止後はどうするんだという話も出ていました。31番、32番、33番の先ほどの武山委員の話もあるし、八戸地区の港湾事業はまとめて詳細審議地区としたらどうかと思うんですが。どうでしょうか。そうしましょうか。それから、都市計画の街路事業は、これはいいですね。19年度で終わりだし、100%だから。

そうすると、36番から37番、38番は、それぞれ市町村が主体の事業の県の補助なんです。問題があるや無しやといえ、無いわけでもないけど、ちょっと私個人的にはよろしいのではないかなと思うんですが、如何ですか、各委員。

(「いいです」の声)

小林委員長：いいですね。下水道、ライフラインということですから。県のよろしきご指導があるんだろうという期待をもって。

そうしますと、39番と40番。運動公園の事業ですね。これは、詳細審議ということでもいいでしょうか。如何でしょうか。それでは、まず農林水産部の事業を審議したいと思います。

《詳細審議》

小林委員長：整理番号8番のいろんな資料を出してみてください。各委員の手元にある調書、それからその後の追加の質問の資料とか。今日、野田委員が、まだ到着していませんが、野田委員がかなり数多く重要な質問をされています。2つ中和材を入れるというのを1つに変更して、そしてその代わりに地元の産廃であるホタテの貝殻というものを上手に使って、水質改善を図りたいという方針を出されていたわけで、県費の使い方から見ると、かなりの節約というか、節減になるので結構な話でございますが、効果のほどはどうなんだろうということ、私も思っているし、似たようなことで、さらに突っ込んで野田委員の方から沈殿物をどうするのかですとか、そういった話が出てきています。どうぞ、

各委員、ほかにこの荒川の水質改善の話について。どうぞ、長谷川委員。

長谷川委員：前回もご説明がありましたように、この中和方法といいますか、処理のこの事業計画は、本委員会には計画変更ということで出ているわけですが、その計画変更に対して、学識経験者による強酸性水処理検討委員会というものが妥当であるというふうに判断されたというお話を承っているわけですし、その中で、今のようなことが、今、野田委員がご質問になっていることが、十分審議された上でそれが対応されているのであれば、こういう手法に関する技術的なことについて、この強酸性水処理検討委員会というものが責任をもって判断されたというふうに理解して、本委員会としては事業はその判断に委ねて、この対応方針に沿ってよろしいのではないかというのが、私の意見でございます。

小林委員長：如何でしょうか。長谷川委員がそういう見解を出されておりますが。ほかの委員。どうぞ、足利委員。

足利委員：基本的には、今、長谷川先生がおっしゃったようなことでいいとは思いますが、若干、質問しておきたいことがございます。土壌中和後のpH値が5.5になっておりますが、農業用水として使う場合に、作柄に影響しないpH値、これがどの程度なものか、許容範囲のpH値についてもし分かればお知らせ願いたいと。

もう1つは、13年度に計画変更いたしておりますが、その時に、受益者の中で同意をしない方がおられますが、受益者負担もないわけですので、同意していない理由は何なのか。そのへんをお知らせ願います。

もう1つ、今の中和処理には関係していないかもしれませんが、念のためお伺いします。一頃、鉱山になった地域で土壌や米が重金属で汚染されるという問題が発生しまして、その土壌を入れ替えるとか、あるいはまた米の出荷停止、こういう処置がなされましたが、この荒川地区の鉱毒問題は、状況はかなり異なりますが、土壌や生産された米について、重金属とかあるいはまた微量成分の含有検査、こういうものをやったことがあるのかどうか、お知らせ願います。食の安全ということが盛んに言われておりますが、食の安全、安心の確保のためには、私は検査は実施すべきだと思っておりますが、資料をみれば、中和する前の強酸性水にはカドミウムなどは入っておりませんので心配はないと思いますが、念のためにこのへんをお知らせ願います。以上です。

小林委員長：武内委員、どうぞ。

武内委員：この事業は、計画変更で今年終了というふうになっているんですが、ただ先だって送っていただいた回答書の29ページを見ますと、種々の方法については3、4年先を目途に結論を出したいと書いてあります。このへんについては確認なんですが、本事業は今年度で終わって、その3年、4年先というのは、別の事業でということなんでしょうか。

小林委員長：それでは、一番最後の話はその通りですよね。この事業は、一旦これで打ちきって、新たに新規事業として3、4年先に向かっての新しい事業を興しますという話でよろしいんですね。

農村整備課：そうです。

武内委員：事業化の目途はついているんですか。

小林委員長：どうですか。新しい事業を興す目途は大丈夫なんですか、って言っているんですが。

農村整備課：大丈夫です。

小林委員長：大丈夫なんですね。いいんですね。それじゃ、前回の29ページ、30ページとか、いろいろ出ていましたが、足利委員がまとめて整理しながらご質問をされましたので、どうぞ、担当課の方から。

農村整備課：はい、それでは、回答させていただきます。まず1点目のpHがどの程度なら作柄に影響しないのかということで、稲は弱酸性を好む作物だということで、実は目標のpH5.5という数字も、荒川の技術検討委員会で弘前大学の作物の先生にも入っていたいて、種々検討した結果、この程度であればいいだろうというふうにして決められた数字でございますので、妥当であると考えております。

それから2点目の計画変更時に同意をしていない人が何人かおられたわけです。実は、受益者というのは、全部で1,101人おまして、実際、1軒1軒回って皆様にご説明して同意をいただくわけですが、直接的な事業実施への反対という方はおられませんで、各戸を回った時に、兼業農家の方で会社勤めの方がおられて、なかなか訪問した時にお会いできなかった方とか、あるいは県外とかそういう所に行っておられる方、それから、連絡が不備で取れなかった方も何人かおられるようですが、そういった方がおられて、ここに記載しているような92.1%だと思いますが、こういう数字になっているということで、具体的にこの事業に反対だという意見は無かったようでございます。

それから、3点目が重金属の汚染の話でございます。この地域に関しましては、収量の面ではやはり強酸性水ということで、真水をかんがっている地区に比べますと、若干収量が減っておりますが、特にこの地域で重金属に汚染されているとか、そういう話は聞いておりませんし、無いと考えております。最後の点については、冒頭、課長が申しましたとおり、今後2、3年後に事業化できる目途が立っております。以上でございます。

小林委員長：ありがとうございます。足利委員、よろしいですか。質問に対して、今の担当の答えでございますが。はい、どうぞ。

足利委員：重金属の話ですが、検査はしていないみたいですが、つまり汚染とか、そういう話は聞いていないということで。その必要はないかどうかというこの質問をしたのですが、何もそういう問題が無ければよろしいわけですが。ただ、状況的に考えた場合に、この酸性水の処理をする前に、やはりその温泉が出たものが河川に流れ込んだ。一時的にそれは田んぼにも入っているわけですから、そういう重金属が全く入っていないということにはならないわけでありまして。したがって、話を聞いていないという程度の話で、食の安全が守れるのかなという気がいたします。

小林委員長：これは荒川ということよりも、県の農林水産部の方のスタンスとしまして、作物に対する農業用水の定期的な水質チェック体制、如何になっているんでしょうか。どうぞ。

農林水産部次長：私の方からお答えをさせていただきます。農林水産部では、先ほど委員長が言われておりますように、あるいは足利委員も言われておりますように、食の安全・

安心、これがやはり第一であるということで、食の安全・安心を確立するための様々な活動をしておりまして、まさに水質検査、例えばカドミウムとか、あるいはまた重金属とか、そういった汚染されている地域に対してのそういった水質調査、これは各事務所の方でもやっております、普及センター等を通して。

小林委員長：頻度はどのくらいやっているんですか。

農林水産部次長：ちょっと数字的なものまでは、把握していないんですが。

小林委員長：例えば、毎年1回とか、その程度ですか。

農林水産部次長：水質の汚濁の激しいところは、もう常に定期的にやっています。

小林委員長：常時チェック体制が入っているわけですね。

農林水産部次長：はい。それから、それとただ今の荒川の意見なんですけど、やはり、強酸性といえども様々な成分が含まれているわけでありまして、今後2、3年新たな計画づくりに向けて、この2、3年、あるいは今年からまた少し予算の面も工面しながら、そのへんの調査を行いまして、やはり足利委員が言われるように、安全・安心なそういった水質の改善に今後とも引き続き努めていきたいと、検査を行ってまいりたいと考えております。

小林委員長：特に、この荒川は計画変更するにあたって、そういう形できちんと、今まで以上に水質チェックをやっていきたいという方針のようです。ほかにございませんか。それでは、本委員会としましては、県が出されているように、計画変更とする対応方針を了承したということによろしいですか。

(「はい」の声)

小林委員長：ありがとうございました。それでは、県土整備部所管に入ってまいります。順番からいって、先ほど申しましたように、順番からいうと整理番号28番でございますが、この詳細審議は7月3日に行います。29番をお開きください。先ほど、冒頭に追加説明をいただいた青森の中央ふ頭整備事業の件でございます。先ほどご説明いただいたのですが、話が技術論に入る前に、基本的な県の施策というか、県の基本的な考え方を武山委員が整理されたと思う。それは、八戸の地区にも通じる場所はあるんですが、この29番の青森に関していえば、先ほど来、多目的大型旅客船バースという高度経済成長時代のものの考え方でこういう類の公共事業を推進していった方がいいのでしょうかということですね。武山委員、そういう聞き方でいいですか。確認したいのは、何か見直しとか、こういう今日の日本経済、新しい体制の中で、何か基本的な考え方の見直しはあるのでしょうか、ないのでしょうかという辺りでしょう。どうぞ。

港湾空港課：よろしいでしょうか。佐々木でございます。今回の計画というのが、平成13年に見直しをされて今現在あるわけでございます。その前回は、平成3年に港湾計画を改訂しております。その時は、図面を見ていただきたいと思います。現在のこの形から、約4倍ほどある面積を考えておりました。おそらく、私の記憶では、確か60haほどございまして、右側の方には、いわゆる車とかその需要があるということで見込んでいたわけですが、そのへんの需要がなくなり、当然のごとくモータープールも出来なく

なったということから、現在の形に、3分の1とか4分の1くらいに縮小した形となっております。それで、クルーズ船も年間、ピークの時は20回来たというふうに記憶しております。大体近年は、7回から10回程度という形になっておりますし、また、ここは防災拠点、いわゆる耐震強化岸壁でございますので、背後の市民の方々の海上輸送、物資輸送というふうになっておりますので、これは必要最小限の施設と考えております。それから、緑地のB/Cの話でございますが、代わって説明いたします。

木戸と申します。緑地のB/Cに関しては、新中央は非常に大きく出ていまして、緑地の占める割合が大体9割くらいのB/C、便益になっております。そのほかに、便益として計上しているものは、お手元の前回委員会で提出しております費用対効果分析説明資料の中の4ページ目あたりにどういう便益が計上されているかが記載されておりますが、その時に、旅客ターミナルの耐震強化整備による便益として、38億という金額があります。これは、全体の占める割合の大体1割程度になっております。その中には、当然、防災機能の時の便益とか、景観形成モデル事業としての整備の便益とか、そういうものも入っていますが、委員が先ほどおっしゃったとおり、それぞれ非常に小さくなっているのが実情です。いずれにしても、マニュアルに基づいて適正に便益を評価した結果ではございます。小林委員長：武山委員、どうですか。

武山委員：現状と整備後ということでアンケート調査を行ってということですが、これは、そうすると現状に対して整備後それだけ訪問回数が増すというアンケート結果が得られているということによろしいんでしょうか。

港湾空港課：はい、そのとおりです。新中央ふ頭に関しては、このふ頭が出来て、そして例えばアンケートの仕方としては、どういう交通手段でその地域に行き、あなたはどのような目的で楽しめますかという目的を聞いております。ですから、例えば、2か所新中央ふ頭に緑地がありますが、それに月に1度行きますとなると、大体年に12回程度になるわけですが、それを普通は8回くらいに評価しながら、数字を出されているようです。ですから、月1回となると、8回くらい来るということになります。新中央に関しては、やはり青函緑地とか、青い海公園、そして、新中央ふ頭の中の緑地、これらが一体的に機能しているもので、結構な回数があると私共も認識しておりまして、この新中央のアンケートは、そんなにおかしい結果ではないと認識しております。

武山委員：そうすると、調書添付資料の3ページの表でというと、利用頻度の増加回数というふうに読むということでもいいんですか。

港湾空港課：そうです。利用頻度が、例えば、この場合は平成11年から24年までは、利用頻度が年7.3回、そしてこれは暫定時の部分において7.3回くらい来るとか、平成24年度以降は、全て完成しますので、13.6回来るといってアンケート調査では集計されております。その時の消費者余剰が、完成時では2,010円ですよということで、これらはアンケートの結果に基づいてTCM、旅行費用で計算した結果でございます。

小林委員長：よろしいですか、武山委員。ほかに、如何でしょうか。足利委員、どうぞ。

足利委員：この港湾の総便益の中で、交流レクリエーション機会増加便益、つまり緑地に関わる分ですが、全体の89%を占めております。つまり、この行方というものが、この

計画における土地再開発事業の中身として、何を立地するかということだろうと思います。説明では、若年層が支持する魅力ある商業店舗の誘致をあげております。ただ私は、ここはかなり検討、研究を要する部分ではないかと思っております。商業施設というのは、ある程度集積がないと力を発揮できない面もありますし、若者のニーズも時々変化しますから、商業施設はある程度集積がないと力を発揮できない面もありますし、若者の関係というのは不安定要素になるような気がします。個人的見解として申し上げます、商業施設プラス何か公のものを、オフィスでもいいし、持ってくるとか、経常的に人の出入りがある施設を持ってくるのが、港町づくりに必要ではないかと思っております。その見解をお聞きしたいと思っております。委員の中でも、村井さんは専門家ですが、もしご意見があればお伺いします。かつて大湊港でマリントウン開発構想策定の際、実は私も関わりを持ちましたが、参考までに申し上げますが、ある市議員が大湊港の再開発には、港に市役所を持っていくことが一番良いと、これがイコール港町づくりになりますよ、という発言をされておりました。私も何となくそんな思いをもっております。現在、大湊港には、県の方で克雪ドームの建設をしておりますが、このように港の活性化には、公共施設を持ってくることも大いに検討すべきではないかと思っておりますので、このへんもしあれば、考え方をお聞かせ願いたいということでもあります。

小林委員長：どうぞ。如何でしょうか、ただ今のご質問に関し。

港湾空港課：新中央ふ頭の話でございます。足利委員が言われる商業施設、前回お出ししたパーツの中には、基部の方に港湾振興センターというものがあります。それは、いわゆる現在の海上保安部だとか、直轄だとか、建物が相当老朽化しておりまして、それを集約してそのセンターを作ろうという形になってございます。また、青森市においては、都市再生ということで、いわゆる賑わい空間ですね。それを実現させようということで、例えばねぶた製作ヤードだとか、部分的に賑わい空間を作ろうという動きもございますので、おそらく今現状では、海にしか見えませんので、なかなか、例えばホテルだとか商業施設だとか、県としてはそういう形を望んでおりますが、ある程度形になれば数軒出てくるのかなと思っております。

小林委員長：ということでよろしいですか。

足利委員：はい。

小林委員長：長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：青森も八戸も港があって成長している街かと思っておりますので、基本的にこういうふうな整備をすることで、街が活性化する、県が活性化するということで進められることは非常に結構だと思います。この事業は、現在、全体に対して 94.4%で、残りが新中央の道路の整備、あるいは緑地、ふ頭のお話と伺いますので、終了予定年度は確かに当初は平成 19 年度であったものが、平成 26 年というふうにならざるもの、残りの事業が非常にコンパクトだということなことを考えますと、基本的にはこれをそのまま継続されるという県の対応方針は妥当であるというふうに思います。特に、国際ふ頭、大型旅客船が来て、青森県を楽しんでいただける、青森県の観光推進とか、そういうふうな事業とも結び付いて、非常に期待できる施設かと思っております。その意味では、これが見直された

整備計画だというお話ですが、実際に利用効率とか、利用の拡大推進というふうなことについて、これから是非お考えいただいて、工事はこのまま継続されることが妥当だと思います。以上でございます。

小林委員長：はい、ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。村井委員、どうぞ。

村井委員：さっき、足利委員からもご指名がありましたし、また地元の推進体制の中で記されていますとおり、商工会議所も青森港国際化推進協議会ということでメンバーに入っていて、鋭意、年間約 1,200、1,300 万の予算を投じまして、ポートセールスや国際物流の促進事業を、また、大体年間で 10 隻以上の大型客船も入ってまいりますので、そういった受け入れ体制も含めて力を入れながらやっているということでございます。そういう意味からも、この中央ふ頭の整備、さっき足利先生から、それから長谷川先生からもございましたとおりで、大分まだ利用計画といいますか施設整備等のことについても、心配される面もありますが、要望している立場でもございますので言い難かったのですが、県の方も含めまして協力体制の中で進めていきたいと思っております。要望している立場でお聞き苦しい点はあったかと思いますが、お許しいただきたいと思えます。

小林委員長：ありがとうございました。それでは、整理番号 29 番は詳細審議した結果、県対応方針どおりの継続ということでよろしいですか。はい、ありがとうございます。次は八戸でございます。整理番号が 31 番、32 番、33 番ということでございます。それぞれ、先ほど来、複数の委員の方々からご質問がありましたので、まずご回答いただきます。お願いします。

港湾空港課：先ほどの委員からの説明の中で、緑地の八戸の 2 か所の話で良かったでしょうか。その八戸の 2 か所の緑地に関してアンケートをとって、訪問回数などを決めているということですが、実はアンケートを同時に 5 月に 10 日間の日程で進めまして、そのアンケートは先ほどお話ししたとおり、どういう交通方法で何回程度、どういう目的で行きますかということを中心にアンケートしております。例えば、その回答として緑地に行く際には、自動車で 15 分から 20 分くらいかけて行きますよとか、そして、行く回数は月に 1 回程度というのが多くの答えになっています。そして目的は色々ありますが、例えば、散策、休息、海を眺める、釣りに行くとか、団欒に行くとか、そういう目的で行きますよと。そういう形でアンケート結果を答えてもらっております。それを集計して、訪問回数が何回という平均的な算術計算をして出しているわけですが、同時に 2 か所、アンケートを出したということですので、やはり結果には重複があると思ひまして、その訪問回数は緑地が 2 か所ということで、2 で割った結果に基づいて便益を出しています。ですから、一応、だぶりが無いように 2 か所あったので 2 で割って訪問回数を割り引いて補正しております。そういう結果になっております。

小林委員長：武山委員、よろしいですか、今ので。補正したそうです。委員のご疑念に対しては補正したと。あと、もう一つ、これも考え方だと思んですが、武山委員のご質問として、緑地という部分に対する投資額が、全体のパーセンテージから見ると非常に大きいのではないですかと。ならば別な事業を組むということも考えられたのではないでしょ

うか、という主旨だったですね。これも本質的な公共事業の捉え方ですが、如何ですか、このへんは。

港湾空港課：それは、私が聞いた考えですと、新中央ふ頭に関する便益が、非常に緑地が大きく出ていて、先ほど説明したように、緑地が9割程度占めているということで、新中央ふ頭では、やはり緑地の便益が大きく出ています。

小林委員長：失礼しました。そうですね。武山さん、それでいいんですね。はい、分かりました。31番と32番、33番、皆八戸だと束ねて話しましたが、31番は、当初の目的が達したというか、大分社会条件が変わったので中止しますということが、県の対応方針だということですから、ちょっと今、切り離しましょう。先に、32番、33番の方に質問が出ているので、こちらで何かご質問ございますか。どうぞ、足利委員。

足利委員：実は、地震の際の緑地の液状化現象の発生、実はこれを懸念しておりましたが、回答資料によりますと、過去の大きな地震でも液状化がなかったというようでありまして、液状化の発生というのは、支持基盤の地質、地体力、埋立て土砂の材質にも関連すると思えますが、それぞれ状況的に良い条件にあるということでは理解いたしました。ただ、1つ質問ですが、最近の新聞に出ておりましたが、国の方では港湾法の省令を改正しまして、防災の面では港湾の耐震化、津波発生時の対応等を今後省令に盛り込むという報道がございました。つまり、港湾の安全対策について強化する方向だということでは理解しておりますが、そういうことでよろしいのかどうか。そこだけお尋ねします。

港湾空港課：はい、お答えいたします。先般の回答の資料の中にも、緑地関係の位置と防災拠点の位置を記した図面がございまして、八戸港の場合、フェリーふ頭の付け根のあたりに、耐震強化岸壁をやっております。それで、国の施策と合致させながら、県もその方針にしたがって整備を進めてまいりたいと考えております。その耐震強化岸壁は、もう完成しております。以上でございます。

小林委員長：野田委員、貴方が第1回の時に、ウォーターフロントの位置付けとして、親水空間の創出や賑わいのある場所よりは、災害対応に有効であるか。優先事項をもう一度考え直すべきではないかということに関わる質疑応答ですが、今のような内容でよろしいですか。

野田委員：結構です。

小林委員長：それじゃ、どうでしょうか、これは。実は、私の頭の中では、盛んに質疑応答を伺いながら、7月末の現地調査地区を今議論しているこの詳細地区の中からどこか選ばなくちゃならないんだなと思いつつ聞いています。これからさらにもう1ヶ所、今度は青森の大型事業の運動公園の審議があるので、結論を今ここで敢えて言いません。一通り、詳細審議の最後までいって、もう1回戻って、詳細審議地区の中から現地調査地区を選定することになると思うので、その最後の委員長の確認の発言は一旦おいておきたいと思えます。

それで、運動公園の審議の前に、31番についてですが、この間ご説明いただいたような社会経済状態の急激な変化、当初の右上がりがなくなったので止めますよと、この点についてはどうでしょうか。更なる追加、ご質問、ご発言があれば、あの時のことを今思い

出しますと、結局、途中で中止するとしますとその後の中止後のケアはどうされるんでしょうかね、という質疑応答とか、それから今まで県費を投入して、ある所まで何%か施工した、着工した、ここの活用法とか、どういうふうに公共事業として評価したら良いんだろうかという質問は残っていると思うんです。どうですか、このへんは。何か。どうぞ、長谷川委員。

長谷川委員：この地域の産業の活性化のために、この施設を計画されてきたというふうなことに對して、中止することによって、どういう影響があるとかというお話になると、産業の伸び率とかそういうものを考えると、中止が妥当なんだということをご計画になっているわけですが、ただし、老朽化していることに対する対応といえますか、それがこの備考にもありますように、別途必要となるというご理解をされているので、それを是非、押し進めいただきながら中止ということはやむを得ないと考えております。

小林委員長：このへん、追加ご説明ありますか。どうぞ。

港湾空港課：港湾空港課長の山崎でございます。公共事業の再評価委員会の中では、中止か継続、計画変更というものがございしますが、その3つしか選択肢がございませんので、県の中では、休止という考えでおります。港湾の利用量が進みまして、貨物の需要が伸びてきますと、当然のことかもしれませんが再開したいということで、その時はまた再評価委員会にお諮りいただくことになるかと思っておりますが、そういうようなつもりでおります。

小林委員長：現状のような社会経済状態では、一旦お休みだけでも、休みというカテゴリがないから中止ですね、というお話ですね。

港湾空港課：そのとおりでございます。

小林委員長：あと何か、ここの31番について追加ご質問ございますか。これも最終結論はもう少し待って先に進みましょう。それでは、39番、40番の資料をお出しください。先ほど、足利委員がスポーツ機能の話をいろいろ質問されていましたが、資料としてもそれは出ていますが、何か補足することはございますか。

都市計画課：お答えします。都市計画課でございます。まず、足利委員のスポーツの能力的・機能的なものについて、国際的、全国的なレベルとありますが、東北大会以上の場合、まずメインの陸上競技場と併せて、サブの陸上競技場が必要だということで含まれているかというご質問でしたが、今の時点で全天候型の舗装トラック、三種公認で400m8連という計画はございます。それから、投てき練習施設はあるのかということで、これも計画に位置付けております。野球場についてということで、プロ野球ができるのかどうか。プロ野球を意識しているのかということで、これもプロ野球ができるような規模、規格、その他関連施設を考えた計画としております。それから、球技場の練習場はあるのか、というご質問ですが、多目的広場というものが近くにあります。そこでの利用は可能です。なお、この競技の大会につきましては、大きな大会につきましては、陸上競技場のフィールドの中で、それからちょっと小さな大会につきましては、別に球技場というものを計画しております。以上でございます。

小林委員長：はい、どうも。

都市計画課：あと、長谷川委員の方から、でき上がった後の運営についてのご質問があっ

たと思います。これにつきましては、新青森県総合運動公園での利用というものは、最初の時のご説明でも申し上げたと思いますが、国際的又は全国的な大きな大会等に対応したものを考えているわけです。日常的な利用での収支は困難であると考えております。以上です。

小林委員長：ほかにご質問、追加ご質問ございませんか。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：こういうような公園を作られて、いろんな利用施設が生まれて、利用料金を徴収できる施設、それから徴収しない施設があるかと思うんですが、その徴収の料金を設定する時に、当然運営経費というものにとらんで見積もりをされていると思うんですが、そういう収支バランスというものについては、どういうふうなお考えがあるのか教えていただければと思います。

小林委員長：どうぞ。

都市計画課：料金を設定する時の根拠、今、ここに資料はありませんが、あくまでも、公共施設ということで、広く県民に資するために使用料金は極力抑えるという基本的な考えがまずあります。ただ、ただにするというわけにはいきませんので、一定の受益者負担、例えば、プールであれば1時間100円とか、子ども達でも手軽に来れるような料金設定をしています。したがって、収支バランスを考えると、非常に高額な利用料金になるということもありまして、非常に利用に影響が出ると思います。また、教育的な利用とか、あるいは身障者の方々の利用に関しては、使用料を免除するなどの運用も行っております。

小林委員長：これはまさに総事業費が2つには分かれています、とてつもない金額ですよ、両方を足せば。ですから、かなり先の長い話ですが。これについては、幾つか事前に質問があり、各委員の手元にも回答が出ていると思うんですが、要するに本施設完成後の青森県の文化スポーツ推進体制の将来構想というか、中長期展望という大きな枠組みの中で、これだけの県費投入がよろしいでしょうか、という議論のレベルだと思うんです、今のところ。もう1つ、よく言われている行政の縦割りというか、各部署ごとに作るのはこっち、利用はこっちと、そういうことは無いようになるんですねということについては新しい組織ができて、そこできちんと審議しながらやっていくというお答えをいただいていますよね。そのこのところ、今の質問に対して答えていただけますか。全体のこういう文化スポーツ推進体制の仕組みですよ。

都市計画課：お答えします。青森県総合運動公園ですが、三内まほろばパーク、これがまず県土整備部が整備して管理していました。それと、その隣りに総合芸術パークというものがありまして、その中核を担う美術館については、文化観光部で整備して、その周辺の園路とか駐車場、それは県土整備部が整備していました。まず、総合芸術パークの方につきましては、来年18年の7月に開館するというので、2つの整備主体があるということで、管理は文化観光部に一元化して、管理運営する。また、それから一步踏み込んで、隣接するまほろばパーク、これも県土整備部が今まで管理してきたものを文化観光部が、それも含めて一体的に文化観光拠点という一大施設として管理するというふうな管理体制が、今年の4月からそういう体制にしております。

小林委員長：今、お話のまほろばパークという所と、総合芸術パークというものが一体化

して、新しい観光施設というふうにしてやっていくということですね。どうぞ、各委員、ずっといろいろご説明、巨大プロジェクトですが。足利委員、どうぞ。

足利委員：基本的な点で疑問があるんですが、この三内丸山というものと美術館、この連携を図りながら運営をしていきたいということなんですが、かたや、縄文文化を主体にする考古学の分野であります。一方は美術関係ということで、このジャンルはかなり異なるわけです。三内丸山ファンがイコール美術、芸術を愛する人がイコールではないケースが、私は多いように思います。この三内丸山というものと美術館の連携は、この資料に沢山書いてありますが、かなり難しいのではないかと思います。この点は大事でございますから、説明をお願いしたいと思っております。委員長と長谷川委員から、完成後の運営利用計画、先般質問が出ておりました、この回答も出ておりますが、このへんははっきりしないものですから、この説明をお願いします。

もう1つは、美術館ということで、この基本コンセプト、西洋美術なのか東洋なのか現代なのか。この考え方と三内丸山との連携をどのように図るのか。ちょっとこの辺が分からないものですから、お知らせ願います。3点目でございます。美術館を作る場合には、予め美術品を収拾する、これは一般的手法であります。この件では、どの程度の美術品を収拾して活用しようとしているのか。財政難で厳しいわけでございますが、今後の計画がございましたら、その辺も含めて説明願いたいと思っております。

もう1点でございますが、私も勉強しましたが、美術館の重要な役割は、調査・研究だと、このように述べられておりますが、私は、この美術館よりも、むしろ美術博物館とした方が、何かベターではないかと考えます。いわゆる美術博物館の中に、例えば、縄文文化研究所とか、こういう類のものを中において、縄文の文化も調査研究する。こういうことによって、初めて三内丸山というものと美術館の強い連携が生まれるのではないかと考えるわけです。そこで、美術博物館ではなく、単なる美術館としたこの辺の検討の経緯を知りたいわけです。以上、お願いします。

小林委員長：お手元に、平面図が、最初の資料の中に平面図、位置図があって、その中に三内まほろばという、いわゆる三内丸山を中心としたパークと、図面でいうと下の方になりますが、総合芸術パーク、道路で分けられている2か所を一体化するという、このコンセプトは何だという、まずここはどうなんですか。だけど、こういう議論というのは、これを推進するための何とか検討委員会とかがあったんでしょう。そこで、かなり未知なるいろんなことをやられた上で、こういう専門家が出されたと思うので、足利委員にそのへんをご説明されればいいんじゃないですか。

県土整備部次長：この三内まほろばパークと総合芸術パークについては、それぞれの組織だった検討委員会を立ち上げて、1つは総合芸術パークについては美術館を核にして、どのような総合芸術パークを作っていくのかというご議論をいただきながらそのコンセプトを決め、そして三内まほろばパークについては、それよりも先行して整備が進んできたという経緯がございます。私共、この公共事業再評価委員会の中で、この議論をすることが本当に適当なのかどうか、私共はちょっと分かりませんが、なかなかその点まで含めまして、今、この場でお答えしていこうということになると、大変な作業になります。

小林委員長：そう思いますね。ですから、足利委員、このへん本委員会の任務というか、知事からの付託の内容を委員長としても考えますと、もう少し、基本的にそれぞれが積み上げてきてここに来ているので、公共事業としてこれを審議するとき、どういう点を知りたいかということ整理されながらご質問された方が、当局、答える方は答えやすいと思うんですが。要は、全然異質のようなもの、今の次長の回答を聞いていて思ったのは、どうも別個にそれぞれ、こちらの縄文の方が先発しているのは承知していますから、こちらが先行していて、下の方の総合芸術パークがくっ付いてきたと思うんですが、ここは隣接してあるということの、それぞれのパークパークのコンセプトは重々分かっていますが、それが何か有機的な説明が付けられるんですか。お客様に対して。あるいは、そこに行けば、皆丸ごとドサッと見れるという。

県土整備部次長：まず、三内まほろばパークが基調になっています。まずそれが第一です。それで、これに関連づけた総合芸術パークというのは、どういうコンセプトできているかという、その縄文の世界の延長線上で、例えば、ここに縄文ループという、ループ状のものが三つございます。縄文の道です。これをまず関連づける。それと、美術館そのものも、縄文の発掘現場をイメージするような、そういうトレンチを、そのトレンチを1つの展示場に使うというような、そういう施設あるいは環境というものを三内まほろばと関連づけながら、美術館あるいは総合芸術パークのコンセプトも出来ているということでございます。

小林委員長：それで、総事業費 359.7 億ですよ。これ、順調に予算が付けられるんですか。年次計画で今、全体の中の 70%が進んでいまして、計画では平成 30 年までですよ。進捗率とか、いろいろ台所事情がかなり苦しいのは十分知事から聞いているから、こういう質問をするんですが。

都市計画課：実は、三内まほろばパークの方につきましては、第一期整備が平成 16 年度で完成し、二期整備につきましては、教育庁の発掘調査、これの進捗状況を見ながら始めるということで、今年度からまほろばパークの方の整備は一旦休んでおります。その成果、調査の結果を見ながら、また二期整備に進みたいと思っております。それから、芸術パークにつきましても、今年度で第一期整備が完成するという、二期の整備につきましては、まだ、現運動公園に陸上競技場とか野球場、プールとまだ残っていますので、これらの移転後にまた整備が始まるということで、来年度から暫く整備の方を休むという形になります。

小林委員長：来年度から、暫く休むというのは、どういう意味ですか。予算を保留するという意味に理解していいのかな。

都市計画課：新運動公園の方の大型施設が、財政改革プランというものがありまして、これは平成 16 年から平成 20 年までの期間において、大規模な運動施設を暫く見送ることになっていまして、そちらの大規模施設の移転がまず進まない、芸術パークの二期の計画もまた進まない状況です。

小林委員長：なるほど、トコロテン式になってくるからね。現在あるものを東の方の 40 番の事業の方に受け皿を作らないと出せませんからねと。

都市計画課：そちらの方に機能移転してからということになりますので。

小林委員長：なるほど。予算執行上は、ただ今ご説明のような年次計画で、39番、40番は連動して公共事業、県の公共事業が進捗していくというお話でございます。そういうことですね。何かどうぞ、各委員、ご発言。

それでは、一通り詳細審議をやってまいりました。ちょっと休みましょうかね。ちょっと15分ほど休憩して、この後、最終的な本委員会の判断をここで協議したいと思いますので、15分お休みしましょう。

## 【休憩】

### 《現地調査地区の選定》

小林委員長：再開します。ちょっと整理しましょう。今年度審議を頼まれた40地区のうち、本日、詳細審議地区として8地区を選定しました。そのうちの28番の中村ダムについては次回に審議となりますので、今日は7地区について詳細審議をいたしました。順番からもう一度整理しますと、農林水産部所管事業では、整理番号8番の荒川の鉍毒対策事業でございます。これは、県の対応方針どおり、計画変更を認めましょうということになりました。

ただ、これは私からの提案なんですけど、計画変更して、30数億でしたか、節減できて大変結構で、初期の目的がそれで遂行されれば、こんな県にとって良いことはないわけで、是非、遂行していきたいと思うんですが、先ほどの議論にありましたように、やはり本当に新しい変更した手法、方法論で水質改善が出来るのかどうかということについては、重大な関心を持っているということなので、去年も幾つかの地区については附帯意見を載せてたように、最終的に知事への意見書をまとめるときは、計画変更に伴うところの定期的な水質チェックをしっかりとやっていただきたいというようなことを本委員会の附帯意見として書いたらどうなのか、ご提案したいと思います。もし、そうですね、ということでご同意いただければ、最終的に知事への意見書をとりまとめる回までに私が文案を作ってみますが、どうですか。どうぞ、野田委員。

野田委員：質問に対する回答書の中で、重金属の水と沈殿物の中の重金属の値を見せていただいたのですが、沈殿物は鉄とアルミニウムだけで、亜鉛やヒ素は未検出だということだったので、多分、ここに含まれているもので、もし毒性が問題になるとしたら、アルミニウムだと思うんです。pHが4以上に保たれている間は、アルミニウムもそんなに心配しなくていいと思うんですが、沈殿物として、これだけアルミニウムが出ますよね。その沈殿物としてある間は、もう粘土と同じなんで問題ないんですが、例えば、硝酸の肥料などを一時的に使ったりとか、夏に急に温度が上がったりして、植物由来の硝酸がきた時に、一気にpHが下がった時に、こういうものが遊離した時に心配になると思うんです。だから、多分、この水路の中では心配がなくても、この沈殿物を持っていった先ですとか、この水が流れていった先で、畑からの硝酸を含んだ酸性の水が流れ込むような場所で、このアルミニウムがもう一度溶けて、毒性が出るというようなことが問題になると思うので、

そういうこのアルミニウムが動く先について、もう少し附帯意見として気を付けていただければと思います。

小林委員長：今の野田委員の発言は、化学反応におけるバンドという専門的な話でありまして、アルミに遊離性ということがあって、沈着している分には問題ないけども、動き出すとそれが植物の根っ子から吸収されたときに、かなり人体に影響をもたらすということは、学術的にいろいろ言われていますよね。そういうこともあるので、私も今の野田委員の発言も含めて、文案を整理しながら、附帯意見として、先ほど次長が答えたような食の安全、安全な食べ物ということの観点から、ここはきちんと提言しておいた方が良いかなと思っています。そういうことで、今の野田委員の専門的なご発言なども取り入れたような形で、附帯意見を準備させていただきたいと思います。事業 8 番はそういう形で計画変更を承認ということでございます。

28 番は次回やります。

29 番、これも先ほどの追加発言、追加ご質問に対する担当課のご説明で了解したということで、詳細審議の結果、継続という結論でよろしいでしょうか。青森の港の方は継続ということでございます。それで、31 番、32 番、33 番は、全て八戸の河原木地区なんです。中を見てまいりますと、この 31 番は社会経済的な事情も背景の当初見込みの変化ということで中止だと。でも、中止という言葉しかないんで中止だけでも、担当課の気持ちとしては、社会情勢が変化すれば、また復活も有り得るよというふうなご説明だったので、本時点では、県の対応方針でしょうけども、私、ちょっとここでご提案申し上げたいのは、第 4 回委員会では、この河原木地区について、隣接している地区でもあるし、さっきからの質疑応答なども含めて、現地調査したらどうでしょうか。そして、見ると同時に、特に中止という判断をした場合に、これまで作ったものを現場でご説明いただいて、部分的ではあるけどもこういう活用方法があるんだよとか、そういうものを現物を見ながら説明していただいたり、ここから先が中止になってこういう状況ですよということをお知らせいただいて、そこで現場を見ながら質疑応答を展開した方が委員会の責務が果たせると思います。もう 1 点、ここは地域住民とかそれから例えば、道路、港湾道路を中止した時の中止後のケアとかが絡んできますので、地域で実際こういう公共事業が推進されたり、途中で止めたりということについて、地元の方々がどういう反応をするのかというあたりも、本委員会としては確認しておいてから、県の対応方針についてご回答をした方が誠実であろうということでご提案申し上げます。どうでしょうか。どうぞ、ご発言下さい、各委員。武山委員、どうぞ。

武山委員：これは、やはり事業を中止するなら中止するで、そこまでの事業についての時後評価みたいなものが求めてられてくるのかなという気がします。あとは、将来的に条件が変われば、また復活という話だと思うんですが、前もコメントしたのは、ポートセールスという観点からいくと、ある程度の規模の企業なりの立地が見込めた時点で復活できるということを見るとすると、その目安みたいなもの、どの程度の需要があるような企業がどの程度ですね。逆にいうと、誘致する際にその道路が非常に重要なポイントになるとすれば、お宅がここに誘致するのであれば、この事業はすぐ復活できますという担保がで

きるということですね。そのあたりをある程度検討しておいた方が良いのではないかと思います。

小林委員長：やはり、現地に行った方が良いというふうに。

武山委員：まあそうですね。

小林委員長：ほかに如何ですか、私の提案について。残りの39番と40番は、財政改革という、県の大きな施策の中で、これだけの巨大プロジェクトについては、財政的な問題もあるので、パンパンパンと箱物を作ってというのは多分ないという予想でございまして、順繰り順繰りに40番の一部ができたなら39番の何がしかを移転して、その移転後というように、年次計画でちょこちょこいくような話の中の総合的な文化施設、スポーツ施設だということでございます。そこで私としては、この39番、40番は、県の対応方針のとおり継続ということで、この席で決をとってもよろしいのではないかと思った上で戻りますが、現地調査地区は八戸地区かなというご提案なんですが、どうぞ、各委員、ご発言お願いします。どうぞ、長谷川委員。

長谷川委員：結論として、委員長の案に賛成です。39番、40番の事業、これから多分長く続いていく事業かと思いますが、総額にすれば1千億円、そうしますと、やはりこれを県民のサービスを継続していくという時には、維持管理費が相当なことを想定していかなければならないのではないかと思います。その時に、この次にほかの事業も展開していこうという時に、これらの施設の維持が逆に、言ってみれば他の事業がなかなか出来ないというふうなことになる兼ねないという点を、是非。先ほども私、料金収入がどういうふうな収支バランスの中にあるんですか、というご質問をさせていただきましたが、要は、総額で完成した暁には維持管理費が大体年次どのくらい掛かるんだと。それに対して、何%は県民のご負担をいただく、あるいは施設利用者のご負担をいただきます。そのほかは、教育と理解します。あるいは県の負担と考えます。こういうふうなコンセンサスをいずれ作られていかなければ、利用が適正な形で維持されるということは難しくなってしまうのではないと思うんです。ですから、そういう意味で、是非、これからご推進される際に、そういうような観点を是非ご計画の中で進めていただければと思う次第であります。

小林委員長：なるほど。今の長谷川委員のご発言の主旨のようなことを詳細審議の結果の附帯意見としてここも付けておきますか。その方が良いかもしれませんね、本審議会の責務として。将来展望の今非常に重要な話ですよ。県民の負担を考えた時に、これが最優先されて、ほかの公共事業がストップされるようなことがあっても、非常に困ってしまうだろうし。予定では平成30年ですよ。私ら、その頃生きているかどうか分からないけれども。如何ですか。今の主旨のような内容の附帯意見をこの39番、40番に付けるということを考えて文案を作りましょうかというご提案ですが、そうしましょうか。

(「異議なし」の声)

小林委員長：それでは、8番の事業と39番と40番の事業については、附帯意見を考えましょうということで、こちらで文案をご提案申し上げます。それから、詳細審議地区の中

の現地視察というか、現地での更なる詳しい審査、審議ということで私をご提案申し上げている、八戸の河原木地区に出掛けてみましょうかというのは如何でしょうか。先ほど、武山委員もその時、具体的にどういう点にポイントを置いて見ましょうかというご提案もありましたが、如何ですか。

(「結構です」の声)

小林委員長：それでは、事務局、どうでしょうね。7月30日に八戸の現地調査を行うとした時に、委員会側としてはこういう質問をしたいんだとか、こういうことをご準備いただきたいというものは次回7月3日の委員会でやり取りすればいいんですか。

事務局：現地の地元関係者をお願いをするとすれば、どのような分野の方からどのようなお話を聞きたいかということについて、本日委員の皆様のご意見をいただければ、それを踏まえまして、7月3日の時に具体的な準備の状況をお知らせできると思います。

小林委員長：分かりました。1つは、先ほど武山委員がお話されたようなことからすると、例えば、八戸の市の方とか。どうでしょう、現地で会いたい人とか、いろいろ聞かせていただきたい方々。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：事業が31番と緑地の話が異なるのかもしれませんが。まず整理番号31番の方でしたら、ここの周辺の事業所の方、そういうものの企業、組合のようになっているのかそこは分からないんですが、やはりそれをご利用されていて、どうしたいというふうにお考えになっているか、その時に中止したことによる老朽化している施設に対する対応というものに対して、どうお考えかとか。そのへんをお聞きする必要があると思うんですが。

小林委員長：それが1点ですね。31番については。あとどうですか。各委員、ご発言ください。出掛けるにあたって、事務局の方で準備してもらおうというか、地元と下相談してもらったりする時に、今からお願い事があれば。どうぞ野田委員。

野田委員：もし出来たら、野鳥の会の八戸地区の方に参加していただけたらいいなと思って。こういう32番、33番の場所で、ああいう港湾地区というのは、意外と千鳥とかが繁殖したり、緑地を作ったりする上で、東京の方では今、野鳥の利用を考えた設備などもしているんで、八戸の方達が、八戸の野鳥の人達が、湾岸の観察をしていらっしゃるかわからないんですが、もしそういう水鳥の繁殖の知識を持っていらっしゃる方がいれば、意見を伺えたらいいなと思います。

小林委員長：分かりました。野鳥の会とかいわず、自然団体というか、そういうことを一生懸命あの辺で、海辺で河原木地区でやっているような所がもしあれば、ちょっと当たってみてくれませんかということです。どうぞ、足利委員。

足利委員：あとは、八戸の港のこれからの物流の見通しをある程度語れる人が欲しいところですね。コンテナなども今後どうなるかわかりませんが、それでもってこの道路、棧橋の必要性も変わってきますので、その見とおしを語れる人ですね。

小林委員長：それも事務局、当たってください。岡田委員、どうぞ。

岡田委員：私は、むしろこの写真を見せていただいても、緑地としてこれで相応しいのか

なという感じを持つものですから、想定された利用者と現実に使っている人達の声も聞きたいと思います。

小林委員長：想定される利用者といいますと。

岡田委員：当初、計画の時にどういう人を想定されたかということ。現実に来ている人達の話も聞きたいと。

小林委員長：さて、その代表を選ぶのは大変だろうな。まあ、一応、そういう委員のご要望でございますので、ご検討ください。ほかに。それでは、今、出されましたような現地の方々をご検討いただいて、3日の日にもう少し詳しく整理しましょう。ということで、よろしいですか。そうすれば、本日としては、この31番、32番、33番についての最終判断は、現地を見てからにしましょうということにしたいと思います。

かなりご協力いただきまして、いつも武内委員が帰れなくなるまで、ギリギリまでかかるので、今日は相当マイペースでやらせていただきました。一番重要なメインの議題である詳細地区の審議ということは、以上で終わりたいと思います。そして、現地調査地区も八戸河原木地区ということで、3か所を一緒にみる。それでは、最後に事務局の方から何かございますか。

事務局：それでは、事務局の方からご連絡申し上げます。次回の委員会の開催につきましては、第3回でございますが、午後1時から午後5時まで、場所は青森市において開催することを予定しております。会場は手配の上、後日改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。ご多忙のところではございますが、よろしくお願いいたします。それから、本会議におきます配布資料、それから議事録につきましては、例年同様事務局でございます企画政策部政策調整課におきまして、縦覧に供することとしております。また、評価調書、議事録につきましては、これまでとおり県のホームページにおいても公表前に委員の皆様方にもご確認いただきまして、公表することとしております。それから、議事録の公表にあたりましては、後日、皆様の方にお送りいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

小林委員長：それでは、私の方はこれで本日の審議を終了します。ありがとうございました。事務局どうぞ。

#### 4 閉会

司会：それでは、長時間にわたりましてご審議いただき、大変ありがとうございました。話に出ておりましたように、次回の7月3日は、治水ダム建設事業の中村ダムについてご審議いただき、その次の4回目、7月30日は、八戸を現地調査していただくということでございますので、よろしくお願いいたします。それでは、本年度第2回目の審議委員会、これで終了させていただきます。大変ありがとうございました。